

株式会社都市建築確認センター  
確認検査業務手数料規程

代表取締役記名押印

本田 實



# 確認検査業務手数料規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、株式会社都市建築確認センター確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)第47条に基づき、株式会社都市確認建築センター(以下「建確センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

## (建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 確認申請に係る建築計画において、別表第1-2~第1-6に掲げる設計方法による場合の手数料額は、同表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。
- 3 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて算定するものとし、算定方法は、別表第2に掲げるとおりとする。
  - (1) 建築物の新築、改築、移転をする場合
    - ①新規に確認申請をする場合
    - ②計画変更の確認申請をする場合
    - ③建確センターが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合
  - (2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更を行う場合
    - ①新規に確認申請をする場合
      - a 同一棟のみの場合
      - b 別棟がある場合
    - ②計画変更の確認申請をする場合
      - a 同一棟のみの場合
      - b 別棟がある場合
    - ③建確センターが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合
- 4 建確センターは、建築確認の申請を受けるに際し、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関から法施行規則第3条の8の規定により「留意すべき事項」が通知された場合にあつては、建築主と協議の上、第1項に掲げる手数料の額に当該内容に応じた手数料の額を付加することができる。

## (建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備(昇降機以外の建築設備については、法第87条の4において準用する場合に限る。)に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

## (工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物で法施行令第138条第1項から第3項に規

定するに関する確認の申請に係る手数料の額は別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 法施行令第138条第3項第2号に規定する自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は第2条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1に掲げる手数料を適用する。この場合において、別表第1の「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとし、築造面積の合計の算定については第2条第3項の規定を準用する。

#### (建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第26条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 別表第1の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、算定するものとし、算定方法は、別表第6に掲げるとおりとする。

(1) 階数が3以上である共同住宅の2階床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程の場合

(2) 建設地の特定行政庁が指定する工程の場合

#### (建築物に関する完了検査の申請手数料)

第6条 業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 別表第1の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ算定するものとし、算定方法は別表第7-1に掲げるとおりとする。

(1) 建築物の新築、改築、移転をする場合

(2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合

① 同一棟のみの場合

② 別棟がある場合

- 3 業務規程第39条に規定する仮使用認定を受けた建築物が、完了検査の申請を行う場合は、その手数料の額について別途協議して定めるものとする。

(完了検査の申請手数料の加算)

第6条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づき、登録建築物エネルギー消費性能適合性判定が行われた建築物の完了検査を実施する場合の手数料の額は、前条第1項に掲げる額に、別表第7-2に掲げる額を加算した額とする。

#### (完了検査追加説明書の審査及び検査に係る手数料の徴収)

第6条の3 法施行規則第4条の2に規定される「検査済証を交付できない旨の通知」

(別記第二十三号の二様式)が交付された場合において、当該様式記載の完了検査追加説明書の提出があったときは、その審査及び検査に要する手数料を別途徴収するものとする。

- 2 前項に掲げる手数料の額は、追加説明の内容に応じて別途協議して定める。

#### (建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程第32条に規定する建築設備(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

#### (工作物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 法施行令138条第3項第2号に規定する自動車車庫に関する完了検査の申請に係る手数料の額は第6条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1に掲げる手数料を適用する。この場合において、「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

#### (建築物等に関する仮使用の認定手数料)

第9条 業務規程第38条に規定する仮使用の認定に係る手数料の額は、仮使用認定一件につき別表第5に掲げるとおりとする。

#### (検査及び認定に係る出張費等)

第10条 中間検査、完了検査及び仮使用認定のために確認検査員等の職員が出張する場合にあっては、第5条から第9条に掲げる手数料の額に、交通費及び宿泊に要する費用等の実費相当額を加算する。

- 2 中間検査、完了検査及び仮使用認定のために、確認検査員等の職員が複数回の出張を要する場合にあっては、その程度に応じた額を徴収するものとする。
- 3 中間検査、完了検査及び仮使用認定のための検査の予約を、申請者の責により変更しようとする場合は、違約金を徴することができるものとする。

#### (手数料の減額)

第11条 建確センターが行う他の業務を確認又は検査とあわせて申請する場合の申請手数料については、別に定めることができる。

- 2 多量の申請が継続して見込める場合の確認又は検査の申請手数料については、別に定めることができる。
- 3 前各項に掲げるもののほか、特別の事由により必要がある場合には、期間を限定して、確認又は検査の申請手数料を別に定めることができる。

#### (確認済証等の紙面発行手数料)

第12条 確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、紙面での発行を行う場合は、手数料として処分1件につき2,000円を請求する。

(附則)

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成26年1月15日から施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年10月23日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年4月20日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年1月4日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

## 確認検査手数料の減額について

株式会社都市建築確認センター確認検査業務手数料規定第11条（手数料の減額）において、別の定めは下記の通りとする。

- ① 確認申請において、一定期間内（概ね1年以内）に概ね1kmの範囲内に10件以上の申請が見込める場合。（別表第1 建築確認欄の手数料から減額（上限20%））
- ② 確認申請において、一定期間内（概ね1年以内）に同一規模同一規格の物件が20件以上の申請が見込める場合。（別表第1 建築確認欄の手数料から減額（上限20%））
- ③ 中間検査または完了検査において、概ね1km以内の範囲に5棟以上の申請を同日で行う場合。（別表第1 中間検査・完了検査欄の手数料から減額（上限20%））
- ④ 当機関にて建築基準法適合状況調査を行い、既存不適格の検討があらかじめ確認できている場合。（既存部分の面積を考慮せず、増築、用途変更部分を新築部分として読み替えた手数料）
- ⑤ 取止取下再申請において、前願の申請の内容とほぼ同一であり、審査業務に負担がなく、事務作業のみとなる場合。（別表第1 建築確認欄の最低金額）
- ⑥ 増築、大規模の修繕・模様替、用途変更において、同一棟の計画部分以外の既存部分の1/2の面積が計画部分より過大に大きく実際の業務量と乖離する場合は、計画部分以外の既存部分の1/2の面積を2,000㎡とみなして算定することができる。